

## 入札公告等の概要（参考）

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び特記仕様書補足事項等をご覧ください。

|              |                                                                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事名          | R 2 砺波除雪基地詰所改修工事<br>(電子入札対象案件)<br>(電子契約対象案件)                                                                    |
| 競争参加資格       | (1) 建築工事D等級の認定を受けていること。<br>(2) 建設業の許可を受けた者で、富山県内に「建築工事業」を有する本店があること。                                            |
| 工事場所         | 富山県砺波市十年明字道木島地先                                                                                                 |
| 工事内容         | 本工事は、次に掲げる建築工事を施工するものである。<br><b>【砺波除雪基地】鉄骨造2階建 改修延べ床面積 126㎡</b><br>工事種目 建物工事 改修一式<br>電気設備工事 改設一式<br>機械設備工事 改設一式 |
| 工期           | 工事の始期から 150 日間<br>(ただし、令和3年4月26日(月)(工事着手期限)までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期を言う。)                                    |
| 入札契約方式       | 一般競争入札(標準型)                                                                                                     |
| 落札方式         | 施工体制確認型総合評価落札方式(施工能力評価型II型)                                                                                     |
| 公告日          | 令和3年1月15日(金)                                                                                                    |
| 申請書及び資料の受付期間 | 令和3年1月27日(水)9時00分から17時00分及び<br>令和3年1月28日(木)9時00分から12時00分                                                        |
| 入札書提出期限      | 令和3年2月26日(金)13時00分                                                                                              |
| 開札日          | 令和3年3月3日(水)13時00分                                                                                               |

## 「R2 砺波除雪基地詰所改修工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、図面及び特記仕様書補足事項等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、富山県砺波市十年明にある砺波除雪基地において、担い手確保を目的とした内装改修（仮眠室の細分化、女子用トイレの増設等）を行う工事です。

#### (1) 主な工事内容

##### 1. 建物

1) 砺波除雪基地（鉄骨造2階建）延べ面積 126㎡ 改修一式

##### 2. 設備

上記に伴う電気設備工事、機械設備工事 改設一式

#### (2) 施工条件明示

- 工事の施工時間は、標準仕様書「1.3.5 施工条件」のとおりとします。
- 工事期間中は、原則使用していない施設です。
- 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）です。
- 本工事では、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めます。
- 本工事は、見積活用型積算方式を適用します。  
本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事です。
- 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事です。
- その他、仮設、作業範囲等を明示しています。  
→入札公告に添付する図面、特記仕様書補足事項を参照してください。

## 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組を実施しています。

### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定とします。

### (2) 週休2日促進工事に要する費用

- ・ 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し計上しています。  
なお、補正の額は工事価格に対しておおよそ1%を見込んでいます。
- ・ 現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更して工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更します。  
また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。

### (3) 施工条件等の変更にかかる円滑な協議

- ・ 施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して発生した条件等について、監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容について設計変更の対象とします。

### (4) 工事関係図書の簡素化

- ・ 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る工事です。  
工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督員と協議した上で書類作成等を実施することとします。

### (5) 主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

- ・ 請負契約締結日の翌日から、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の専任が不要です。
- ・ これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は工事現場における現場代理人の常駐は不要です。
- ・ 専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等（専任を要しないものに限る）と兼務することが可能です。

### (6) 特例監理技術者の配置について

- ・ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとします。  
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- ・ 特例監理技術者が兼務できる工事の範囲は、高岡・砺波土木センター管内に加え、富山県富山市、石川県羽咋市・羽咋郡宝達志水町・七尾市・鹿島郡中能登町・河北郡津幡町・金沢市・白山市、岐阜県飛騨市・大野郡白川村の範囲内の工事とします。

#### (7) 見積活用型積算の適用

- 本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出を行う者に「積算に反映させる見積り」（以下、「見積り」という。）の提出を求め、予定価格に反映させる「見積活用型積算方式」の試行工事です。申請書及び資料の提出にあわせて、「見積り」を提出してください。